

市財政の現状をお知らせします。

平成19年6月に、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（以下、「財政健全化法」）が公布され、地方公共団体は毎年度、5つの指標を議会、市民に公表することが義務付けられました。それまでは地方公共団体の一般会計等において、赤字額が標準財政規模（※1）の20%を超えるといきなりレッドカードとなり、その前に財政の健全化を喚起するイエローカードのような基準がありませんでした。財政健全化法では、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で財政の健全化をチェックするとともに、土地開発公社等第3セクター（※2）の財政状況も連結して、地方公共団体全体の財政状況をより明らかにします。

平成20年度決算に基づき算定した本市の健全化判断比率は以下のとおりとなり、いずれの指標も早期健全化基準を下回る結果となりました。

全体として、指標は改善傾向にあり、実質公債費比率については、平成21年度決算では18%（※3）を下回る見込みです。

しかしながら、不景気による税収の伸び悩みや、基金（貯金）残高の状況からも、依然として厳しい状況には変わりありません。

現在進行中の「合併特例債」の有効活用につきましても、これらの指標を注視しながら、市民の皆さんにとって本当に必要な事業を厳選し、将来を見据えた健全な財政運営を行います。

実質赤字比率： 一般会計等の実質赤字が 標準財政規模に占める割合

	平成20年度	平成19年度	比較
山陽小野田市	該当なし	該当なし	昨年度に引き続き、実質赤字額はありません。
早期健全化基準	12.80	12.78	
財政再生基準	20.00		

連結実質赤字比率： 全会計の実質赤字が 標準財政規模に占める割合

	平成20年度	平成19年度	比較
山陽小野田市	該当なし	1.39	-1.39
早期健全化基準	17.80	17.78	0.02
財政再生基準	40.00		

オートレース事業や病院事業会計の赤字額が減少したため、連結では、赤字が解消されました。

実質公債費比率：

一般会計等が負担する公債費等が
標準財政規模に占める割合

	平成20年度	平成19年度	比較
山陽小野田市	18.2	19.8	-1.60
早期健全化基準	25.0		
財政再生基準	35.0		

地方債発行の抑制により、地方債償還額や他会計への繰出金が減少し、大幅に改善されました。

将来負担比率：

一般会計等が将来に負担すべき実質的な
負債が標準財政規模に占める割合

	平成20年度	平成19年度	比較
山陽小野田市	173.3	172.5	0.80
早期健全化基準	350.0		
財政再生基準			

各会計で地方債残高は減少したものの、一般会計が負担すべき割合が増え、横ばいとなりました。

資金不足比率：

資金不足額が事業規模に
占める割合（各会計ごとに算出）

	平成20年度	平成19年度	比較
水道事業	該当なし	該当なし	—
工業用水道事業	該当なし	該当なし	—
病院事業	該当なし	10.4	-10.40
地方卸売市場事業	該当なし	該当なし	—
下水道事業	該当なし	該当なし	—
農業集落排水事業	該当なし	該当なし	—
経営健全化基準	20.0		

病院事業は、公立病院改革プラン（※4）による取り組みにより、資金不足額が解消されました。

注 釈

【※ 1】標準財政規模

標準的に収入が見込まれる税に地方譲与税と普通交付税等を加えた一般財源の規模を示したものです。

【※ 2】第3セクター

市（第1セクター）と民間企業（第2セクター）が共同出資して設立する企業のことです。本市では、株式会社小野田公衛社、小野田中央青果株式会社等があります。

【※ 3】実質公債費比率が18%以上の自治体は公債費負担適正化計画を策定しなければ、地方債発行に対する県の許可が得られません。

【※ 4】公立病院改革プラン

医師不足や医療制度改革などにより、医療を取り巻く環境が大きく変化する中で、「公立病院改革ガイドライン」に基づき、公立病院が担うべき役割や、収益の確保と費用の削減を図りながら、質の高い医療を安定的に提供できる体制を構築するため、経営の健全化に向けた具体的な施策をまとめたものです。